「買換資産を」を「資産を」に改め、同条第六項の表租税特別措置法第三十七条の二第二項の項中「含む。）に」を「含む。以下この項において同じ。）に」に、「が前条第四項」を「前条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をした」に、「が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第四項（同条第五項の規定により適用する場合を含む。）」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第一項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をした」に、「こと若しくは」を「こと」に、「同条第一項の表の第四号」を「同表の第三号」に、「）の同条第十項第一号に規定する地域若しくは同項第二号に規定する地域若しくはこれらの地域以外の」を「以下この号において同じ。）の同条第十項各号に掲げる」に、「これらの地域の区分」を「当該各号に掲げる地域の区分と異なることとなつたこと若しくはその買換資産が同条第十項に規定する主たる事務所資産に該当するかどうかの判定が、同条第四項の取得をし、事業の用に供する見込みであつた資産の当該判定」に、

取得指定期間内	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第四項に規定する期間内
前条第四項の取得	同項の取得

を

取得指定期間内に前条第一項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第四項に規定する期間内に同条第一項

に改める。

第十八条の二の見出しを「（被災代替船舶の特別償却）」に改め、同条第一項を次のように改める。

法人が、平成二十三年三月十一日から令和八年三月三十一日までの間に、東日本大震災に起因して当該法人の事業の用に供することができなくなった船舶に代わる船舶として政令で定めるもの（以下この条において「被災代替船舶」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は被災代替船舶を製作して、これを当該法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該被災代替船舶をその事業の用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該被災代替船舶の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該被災代替船舶の普通償却限度額と特別償却限度額（当該被災代替船舶の取得価額の百分の二十（当該法人が、租税特別措置法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者又は同項第九号に規定する農業協同組合等である場合には、百分の二十四）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

第十八条の二第二項中「被災代替資産等」を「被災代替船舶」に改める。

第十八条の五第一項中「第四十三条の三」を「第四十三条の二」に改める。

第十九条第一項の表の第一号の上欄中「第十八条の二第一項に規定する被災区域」を「東日本大震災に起因して事業又は居住の用に供することができなくなった建物（その附属設備を含む。以下この表において同じ。）又は構築物の敷地及び当該建物又は構築物と一体的に事業の用に供される附属施設の用に供されていた土地の区域」に改め、「（その附属設備を含む。次号において同じ。）」を削る。

第三十八条の二第八項中「第三十六条の」を「第三十七条の」に改め、同項第五号中「第三十六条第一項」を「第三十七条第一項」に改める。

第四十三条を次のように改める。

第四十三条　削除

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正）

第十七条　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第七号中「第三十七条の十三の二第十項」を「第三十七条の十三の三第十項」に改める。

第十八条第七項中「かつ、」の下に「政令で定めるところにより」を加え、同条第九項中「ついては、」の下に「政令で定めるところにより」を加える。

第三十三条第一項の表租税特別措置法の項中

第四十条の三の四第五項第三号及び第四号、第六項並びに第七項	所得税

を

第四十条の三の四第五項第三号及び第四号、第六項並びに第七項	所得税
第四十一条の十九第三項	所得税の額

に改める。

（所得税及び復興特別所得税の額の特例）

第十八条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第八号の次に次の一号を加える。

八の二　附則第五十一条の二第五項の規定　令和五年四月一日

附則第一条第九号イ中「第五十三条」を「第五十一条まで、第五十一条の二（第五項を除く。）、第五十二条から第五十三条の二」に改める。

附則第三十二条第三項中「附則第五十二条」を「附則第五十三条の二」に改める。

附則第三十三条及び附則第三十四条第二項中「附則第五十三条」を「附則第五十三条の二」に改める。

附則第三十八条第一項中「附則第四十四条」及び「附則第四十九条」を「附則第五十三条の二」に改める。

附則第四十四条第一項中「附則第五十三条」を「附則第五十三条の二」に改め、同条第三項中「以下第五項」を「以下附則第五十一条の二」に改める。

附則第四十五条第一項中「この条」の下に「及び附則第五十一条の二第四項」を加え、同条第三項中「いう」の下に「。附則第五十一条の二において同じ」を加える。

附則第五十一条の次に次の一条を加える。

（適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置）

第五十一条の二　適格請求書発行事業者（新消費税法第五十七条の三第三項の規定により新消費税法第五十七条の二第一項の登録を受けた事業者とみなされる者を含む。以下この条において同じ。）の五年施行日から五年施行日以後三年を経過する日までの日の属する課税期間（同項の登録（新消費税法第五十七条の三第三項の規定により新消費税法第五十七条の二第一項の登録を受けた事業者とみなされる場合における当該登録を含む。）、消費税法第九条第四項の規定による届出